

令和 9 年度税制改正・予算に関する 建設機械業界の要望

令和 8 年 9 月

一般社団法人 日本建設機械工業会

会長 先崎 正文

要 望 書

一般社団法人 日本建設機械工業会

令和 7 年度の建設機械産業の出荷額は、国内需要については金利上昇への懸念などを背景とした設備投資意欲の低下等によりレンタル向けの出荷が減少したものの、安定した公共投資等により 2 年振りの増加となりました。また、輸出については石炭価格低迷などの影響を受けるアジア向けが減少したものの、景況感が改善した欧州向けが大きく回復したことから、2 年振りの増加となりました。

令和 8 年度については、国内需要は安定した公共投資の下支えにより前年度並みで推移すると予測され、輸出はミニショベル等の一部機種を中心に回復し増加が見込まれることから、微増と予測されています。

地震や豪雨等による災害が頻発している中、生活や産業の基礎であるインフラの整備は、国の重要な課題であり、当工業会としても、設立時に掲げた基本理念「調和と発展による世界への貢献」の下、会員各社が安心・安全な建設機械の提供を通して、日々、国民の暮らしを支える取組に努めているところです。

同時に、急速に変化する国際情勢への対応に加え、GX（グリーントランスフォーメーション）を推進し、「2050 年カーボンニュートラル」へ挑戦することで「経済と環境との好循環」を実現するとともに、少子化に伴う労働力減少への対応として、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用して生産性の向上を早期に実現することが業界全体において急務の課題となっています。

これら課題を解決するためには、業界による自助努力に加え、国による税制・予算をはじめとした各種支援が必要不可欠となっています。

本要望は、こうした観点から企業活動の活性化に関連する税制改革・改正を中心に建設機械業界としての要望を取りまとめたものです。

令和 9 年度税制改正及び予算等の政府施策において、本内容を実現されるよう強く要望いたします。

[重点要望事項]

I. 投資促進と産業の高度化に対する要望

1. カーボンニュートラルの実現
 - (1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充
 - (2) GX 等の戦略分野国内生産促進税制の延長・拡充
 - (3) 研究開発税制の拡充
 - (4) 建設機械関連のカーボンニュートラル実現に資する支援措置の充実
2. 建設施工における IoT の推進
 - (1) 中小企業投資促進税制の延長・拡充
 - (2) 中小企業経営強化税制の延長・拡充
 - (3) カタログ補助金の継続・拡充・手続きの簡素化
 - (4) 自動・遠隔施工の初期投資負担の軽減
3. 国内産業基盤強化に向けた支援
 - (1) 中小企業技術基盤強化税制の継続
 - (2) オープンイノベーション促進税制（M&A型）の拡充
 - (3) 米国の関税措置への対応
4. 建設機械産業に関連する制度の整備・改善
 - (1) 自走式作業用機械設備の法定耐用年数の統一
 - (2) 償却資産税の廃止
 - (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の限度額撤廃
 - (4) 取得年度における即時償却の対象金額の引き上げ
 - (5) 取引相場のない株式の評価方式に関する見直し

II. 国際競争力の向上とグローバル化に対応した税制整備に対する要望

1. 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し及び配当金の益金不算入
2. 欠損金の繰戻還付期間及び繰越控除期間の見直し
3. 外国税額控除限度額の引き上げ及び繰越控除期間の拡大

III. 軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化、及び適用範囲の拡大

IV. 法人実効税率の引き下げ

[一般要望事項]

(国税関係)

1. 印紙税の廃止
2. 大企業向けの賃上げ促進税制の復活・拡充

(地方税関係)

1. 法人事業税及び法人住民税に関する要望
2. 事業所税の廃止

[重点要望事項]

I. 投資促進と産業の高度化に対する要望

1. カーボンニュートラルの実現

(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充

民間企業による実効性のある脱炭素化のための投資を加速することが不可欠であり、その点において以下の内容を要望する。

①対象設備の拡大

令和5年4月に施行された「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギー使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」においては、新たに「水素」を非化石エネルギー源と位置付け、今後、活用促進を図ることとしている。

このため、現行制度において、大きな脱炭素効果を有する製品の生産設備として化合物パワー半導体、EV、リチウムイオン電池、燃料電池、洋上風力発電設備の5種類が指定されているが、そこに「水素製造・運搬・貯蔵設備」を追加されたい。

②税額控除繰越制度の新設

中長期的な視点でカーボンニュートラルに資する設備投資を行えるよう、税額控除の繰越制度の新設を要望する。

③運用手続きの簡素化

現行制度においては、申請事業者が一定の基準を満たす計画を作成し、主務大臣の認定を受ける仕組みになっているが、これを設備の性能証明により、税額控除等を受けられることができるよう運用を改善されたい。

(2) GX等の戦略分野国内生産促進税制の延長・拡充

建設機械は令和6年12月に「分野別投資戦略」において自動車と並び重点対象分野として記載されたため、同税制を延長した上で建設機械を対象に含めることを要望する。

(3) 研究開発税制の拡充

カーボンニュートラルの実現にも資する民間企業による中長期的な研究開発投資が一層促進されるよう制度の充実を図られたい。

①特別試験研究費の要件緩和

現行の特別試験研究費の適用要件の柔軟化および必要書類の簡素化を要望する。

②工業化研究の税額控除対象化

現在、基礎研究および応用研究に係る支出については、支出時に試験研究費として税額控除の対象とされている。一方で、工業化研究に該当することが明らかな支出については、製造原価に算入された部分のみが試験研究費として認められる。

このため、工業化研究に係る支出については、製造原価に算入するまでの間、資産計上が必要となり、会計処理および税務処理が煩雑化している。特に、製造原価への算入時期の管理や、資産計上から費用化までのプロセスにおいて、企業にとって多大な事務負担が生じている。

については、工業化研究に係る支出についても、基礎研究・応用研究と同様に、支出時に試験研究費として税額控除の対象とすることを選択可能とする制度改正を要望する。

③ソフトウェア開発費の即時償却

研究開発用固定資産・自社利用ソフトウェアの開発費については、会計基準と整合した即時償却を要望する。

④控除対象となる人件費の明確化

控除対象となる「一定の費用」の人件費に関しては、「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とあるが、この「専ら」要件について、より具体的かつ、明確な定義付けを要望する。また、企業規模や組織再編上、明確に研究開発割合を区分することができない場合への可能な限りの配慮をいただきたい。

(4) 建設機械関連のカーボンニュートラル実現に資する支援措置の充実

2050 年カーボンニュートラル実現の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現するためには、各分野における官民での投資促進と産業の高度化が不可欠である。

そのため、政府が策定したロードマップの内容の実現のため、GX 経済移行債として調達された資金について建機の特性を踏まえた技術開発・施設整備、生産・設備導入、ユーザへの支援等関連施策の着実な実施を要望する。

【全体論】

GX 実行委計画における重点支援分野に記載された施策の着実かつ早期の実現
(GX 建機研究会で提示された各種施策の実現)

【個別論】

第 1 章 電動建機

1. 支援措置の充実（予算・税制による施設整備、技術開発等への支援）

- 電動建機の開発が進み、市場の普及に伴い量産化が実現するまで、電動建機メーカー並びにコンポーネントメーカーの研究開発の支援、補助金、税制による購入支援の継続
- 大容量可搬式充電設備に関連する研究開発支援、補助金、税制による購入支援の継続並びに充電設備の設置に必要な高圧受電設備含めた充電設備単独の購入支援の拡充
- 大型の建機を受入れ可能な公的評価試験機関を全国的に普及させるための支援
- 再生可能エネルギー電力活用の際の補助率の引き上げ
- 夜間大量充電を可能とするインフラ整備並びに夜間電力料金の補助
- バッテリーの劣化を抑えるために必要な推奨保存温度を維持する低温倉庫の購入補助

2. 国際的整合性のある規格化・標準化、規制の見直し

- 全国一律の大容量可搬式充電設備の運用ルール（簡易的な設置・移動、保安、保管、運搬、管理等）の整備
- 政府主導による建機用電池のリサイクル、リユース等を進めやすくする制度の整備並びに電池の品質評価基準の整備
- 電池（中古建機に搭載されているものを含む）の輸出入に関する各種規制や手続きの整備・簡素化

第 2 章 水素活用建機

1. 支援措置の充実（予算・税制による施設整備、技術開発等への支援）

- 水素建機の開発が進み、市場の普及に伴い量産化が実現するまで、水素建機メーカー並びにコンポーネントメーカーの研究開発の支援、補助金、税制による購入支援の継続
- 水素の安定供給並びに建機用の水素ステーションの整備

2. 国際的整合性のある規格化・標準化、規制の見直し

- 日本の建機メーカーが水素建機の開発を進めやすくするために必要な国際的整合性のある規格化・標準化、ガイドラインの整備及び高圧ガス保安法を中心とした世界的に厳しい水素の輸送、貯蔵、使用に関する各種規制の緩和

第3章 次世代燃料の利用

- 次世代燃料（バイオ燃料、合成燃料）の安定供給の実現並びに資源エネルギー庁を中心に議論が進んでいる次世代燃料の品質確保、規格化、税制上・法令上の位置付けの明確化

第4章 国内外の需要創造、全体論

1. 建設機械生産・製造におけるカーボンニュートラルの支援

- ペロブスカイト太陽電池の生産体制整備支援と、特色を考慮した設置、運用、廃棄の際に必要な各種法令、基準等における自治体間の統一的整備
- 再エネ由来のグリーン電力調達における優遇的単価の提供等支援措置の導入と、新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（環境省）の継続的な支援
- 太陽光パネル設置のための建物補強工事、維持への補助導入
- 太陽光発電補助金についての公募から設置期限までの期間延長（複数年対応）の継続

2. 国内外の需要創造

（1）国内需要の拡大

- GX 建機認定制度の対象機種の新なる拡大に向けた認定基準の簡素化並びに水素、次世代燃料を活用する建機の認定も想定した制度の拡充の検討
- GX 建設機械の導入によるインセンティブ付与や税制優遇、評価ポイントの付与、ディーゼル燃料費との差額についての支援
- 経営事項審査における GX 建設機械の保有及び活用実績による評価（工事の発注要件化、加減点の導入）
- 工事コスト増大に対する工事単価の見直し等インセンティブの導入
- CO2 削減量の評価基準の策定とそれに基づく評価ポイントの付与、環境に配慮した建機使用を義務付けたモデル事業の実施、タイムラインの設定
- 商用車等の電動化促進事業における補助金の継続並びに水素、次世代燃料を活用する建機の補助も想定した拡充の検討

（2）海外展開の支援

- 「インフラシステム海外展開戦略」のカーボンニュートラルへの貢献の部分に、建設機械・土木分野を追加し、具体策を検討
- ODA 及び公的ファイナンスによるインフラ整備、GX 建機支援の実施・拡充
電動建機に関する国内関税分類（HS コード）の新設

2. 建設施工における IoT の推進

建設施工の現場では、労働者不足、労働者の高齢化に直面しており、IoT の導入によって、生産性向上や品質確保、安全性向上、熟練者不足対応等を講ずることが急務となっており、以下の拡充を要望する。

(1) 中小企業投資促進税制の延長・拡充

中小企業投資促進税制は、雇用や産業創出の原動力である中小企業の財務基盤支援に欠くことのできない制度となっており、その継続を図るとともに以下改善を要望する。

①適用期限延長

中小企業の経営の安定化、活性化に不可欠な優遇税制であり、設備投資促進のためにも適用期限の延長を要望する。

②対象設備の拡大

本税制の対象には、「機械装置」が含まれており、他方、国税庁法令解釈通達第5節 2-5-5 においては、「トラッククレーン、ブルドーザー、ショベルローダー、ロードローラー、コンクリートポンプ車等のように人又は物の運搬を目的とせず、作業場において作業することを目的とするものは、「機械及び装置」に該当する」と既定されているところ。

については、建設現場の ICT 化、デジタル化を進めるための装置についても、本税制の対象となる「機械装置」または「器具備品」に含まれる旨、明記されたい。

また、新車や新品だけでなく、中古車や中古品も対象に追加することを要望する。少なくとも、「製作の後、事業の用に供されたことのない減価償却資産」の範囲に、「製作の後、試用または販売促進を目的として使用されたものを含む」と明記されたい。

さらに、電動建機本体とともに、その運用に不可欠な充電設備等の付帯設備も対象に追加されたい。

③対象業種・資産の拡大

対象業種に遊戯場、スポーツ施設提供業を追加することを要望する。
物品賃貸業者が貸付のために取得した資産についても対象とすること。

(2) 中小企業経営強化税制の延長・拡充

中小企業経営強化税制は、雇用や産業創出の原動力である中小企業の財務基盤支援に欠くことのできない制度となっており、その継続を図るとともに以下の点について改善を要望する。

①適用期限延長

中小企業の経営の安定化、活性化に不可欠な優遇税制であり、設備投資促進のためにも適用期限の延長を要望する。

②対象設備の拡大

本税制の対象は、上記投資促進税制規定と同様である。

については、建設現場の ICT 化、デジタル化を進めるための装置についても、本税制の対象となる「機械装置」または「器具備品」に含まれる旨、明記されたい。

また、新車や新品だけでなく、中古車や中古品も対象に追加することを要望する。少なくとも、「製作の後、事業の用に供されたことのない減価償却資産」の範囲に、「製作の後、試用または販売促進を目的として使用されたものを含む」と明記されたい。

さらに、電動建機本体とともに、その運用に不可欠な充電設備等の付帯設備も対象に追加されたい。

③対象資産の拡大

物品賃貸業者が貸付のために取得した資産についても対象とすること。

適用対象資産は、1 台または 1 基の取得価額が 160 万円以上のものとなっているが、その制限の撤廃を要望する。

④手続きの簡素化・迅速化

経営力向上計画の策定時の手続き（申請・変更）に関する事務処理の簡素化・迅速化を要望する。

⑤ファイナンスリース取引のうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能となっているが、即時償却についても対象とすることを要望する。

（３）カタログ補助金の継続・拡充・手続きの簡素化

少子高齢化社会を背景として、建設現場における人手不足はさらに深刻化しており、人手不足に悩む中小企業等への省力化投資支援策として中小企業省力化投資補助金（カタログ補助金）が創設された。同補助金制度について令和 9 年度も延長するとともに、予算規模の増額を要望する。

あわせて、利用者である中小企業が簡易・迅速に制度を利用することができるよう、申請手続きの簡素化を要望する。

（４）自動・遠隔施工の初期投資負担の軽減

施工者の初期投資負担軽減を目的として、建設機械、関連システム、通信インフラ、サイバーセキュリティ対策等への投資に対し、補助金および税制優遇を含む積極的な支援策の実施を要望する。

3. 国内産業基盤強化に向けた支援

(1) 中小企業技術基盤強化税制の継続

研究開発投資は経済成長のエンジンである一方、投資を継続しても成果が生まれる分からない不確実性がある中、とりわけ中小企業が行う研究開発を後押しする必要があるため税制の継続は確保していただきたい。

(2) オープンイノベーション促進税制（M&A型）の拡充

スタートアップへの投資実績を重視し、5年以内に事業成長要件を満たさない場合でも、所得控除分の一括取崩しの制度を廃止するか、廃止しない場合であってもその要件をより限定的にしていきたい。

(3) 米国の関税措置への対応

建設機械の製造、運送、整備等には幅広い川上・川下のサプライチェーンが必要であり、建設機械産業のみならず米国の関税引き上げにより影響を受けるこれら国内企業に対する十分な配慮や対応が必要である。

そのため、これらの企業に対し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付、信用保証協会によるセーフティネット保証制度の貸付金利・保証料引き下げによる資金繰り支援や、新事業進出に必要な設備導入への補助など支援策の実施及び充実を図り、より迅速かつ十分な資金供給の実現を要望する。

4. 建設機械産業に関連する制度の整備・改善

(1) 自走式作業用機械設備の法定耐用年数の統一

「機械及び装置」における「ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備」については、同じ機械でも使用される業種によって5年から17年と大きな幅があり、使用業種間の均衡を欠いている上、販売側及び購入側双方で混乱が生じている。さらに法定耐用年数が長い機械については、機械の耐久年数を上回る状況となっている。

そのため、「機械及び装置」の「ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備」の法定耐用年数を6年に統一することを要望する。また、併せて一括償却制度の整備を要望する。

これにより上記の問題が解決される他、より燃費性能の良い新規機械設備等の導入促進にもつながり、建設施工分野におけるカーボンニュートラルの実現に資するものとする。

さらに、災害復旧支援に資するため、不整地運搬車等の「車両及び運搬具」を「機械及び装置」の「総合工事業用設備」として上記と同様な扱いをお願いしたい。

(2) 償却資産税の廃止

①企業の償却資産に対する償却資産税は国際的にも稀な制度であり、収益性を低下させ、国内投資促進の阻害要因となっていることから償却資産税の廃止を要望する。

②平成 28 年度の税制改正において機械類等に対する固定資産税の課税については中小企業に限定して軽減が図られることとなったが、本来機械類等に対する固定資産税の課税は国際的に見て極めて異例の制度であることからその撤廃を要望する。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の限度額撤廃

中小企業者以外の企業における国内投資の一層の促進を図る観点から、本制度については、中小企業者等に限定せず大企業も含めた適用とするとともに、投資の幅を広げるため限度額の撤廃を要望する。

さらに、法人税および地方税における事業年度の取扱いについて、年の区切りを統一していただくよう併せて要望する。

(4) 取得年度における即時償却の対象金額の引き上げ

近年では 10 万円未満の販売価格帯の製品が減少しており、従来に比べ年度末における設備投資需要の喚起効果が低下している状況にある。このため、10 万円以下の原価償却資産については、取得年度における即時償却の対象金額を現行の 10 万円から 20 万円へ引き上げることを要望する。

(5) 取引相場のない株式の評価方式に関する見直し

企業の成長や事業継承を阻害することがないように適切な措置がとられることを要望する。

Ⅱ. 国際競争力の向上とグローバル化に対応した税制整備に対する要望

1. 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し及び配当金の益金不算入

外国子会社配当金の益金不算入

国内の親会社が外国子会社から受ける配当金は、その配当の95%が益金不算入となっているが、100%へ変更することを要望する。

また、必要となる企業の事務負担の軽減及び手続きの簡素化を要望する。

2. 欠損金の繰戻還付期間及び繰越控除期間の見直し

過去に支払った法人税を還付する「欠損金の繰戻しによる法人税還付」は、中小企業の資金繰りの改善に極めて有効な制度である。しかし、繰戻し還付期間の1年は、景気変動を考慮するとあまりに短く、最低でも3年が必要である。

また、欠損金の繰越控除期間は10年であるが、米国は無制限となっていることから、控除期間の拡大を要望する。

欠損金の繰戻還付は法律上規定された当然の権利であり、突発的な危機からの再建のために企業の規模に関わらず必要な制度である。このため、大規模法人の凍結を即刻解除するよう要望する。

3. 外国税額控除限度額の引き上げ及び繰越控除期間の拡大

(1) 外国税額控除限度額の引き上げ

現行制度は、「控除対象外国法人税額」と「法人税額に占める国外所得割合」の少ない方を控除限度額としている。しかし、国外において既に納税しており、二重課税を防止する観点からも、「控除対象外国法人税額」を全額控除する仕組みに改めていただきたい。

なお、比較方式を残す場合は、グローバル化に伴い海外で生じる所得が増えていく状況に鑑み、国外所得から非課税所得を控除する際に、一定額を除外する制度の復活を要望する。

(2) 外国税額控除の繰越控除期間の拡大

現行制度は、国外所得の発生年と外国所得税の納付年との差を調整するため、3年間、一定の範囲で所得税の納付を繰り越すことができるが、欠損が生じた場合は、3年間では控除しきれないケースも出てくる。

このため、国内の欠損金の扱いと同様に、外国税額控除の繰越期間についても10年まで拡大することを要望する。

Ⅲ．軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化、及び適用範囲の拡大

軽油と灯油等の燃料間の税負担の不公平感から、不適正な燃料の使用が見受けられ、生活環境の悪化や建設機械の損傷などが課題となっている。軽油使用の徹底を図るためにも以下要望する。

１．課税免除の恒久化

軽油引取税の特例措置を恒久措置にするよう要望する。

２．免税適用範囲の拡大（建設機械）

現在、免税適用範囲は、とび・土木工事業に該当かつ、とび・土工・コンクリート工事の工事現場において、くい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する機械の動力源に限定されている。

前記の理由から、ユーザ業種・用途で限定せず、建設工事業で使用される全ての建設機械（ナンバープレート付きを除く）の動力源に適用拡大すること、また地方自治体における軽油引取税に係る免税適用枠の的確な運用の指導を要望する。

Ⅳ．法人実効税率の引き下げ

日本企業は、欧米のみならず中国などの新興地域の企業との競争が激しくなっており、今後も勝ち残っていくためには国際競争力を引き上げることが不可欠である。

諸外国と比較し、わが国における実効税率の高さが競争力を引き下げている。よって、特にEU、アジア諸国を視野に入れた国際的な潮流に合わせ、地方税も含めた実効税率の国際水準に適応した引き下げが必要である。平成28年度税制改正により29%台まで段階的に引き下げられることとなったが、OECD諸国やアジア各国並みの法人税率を念頭に、法人実効税率のさらなる引き下げを進めることを要望する。

また、税率の国際的レベルへの収斂に併せて課税標準についても各国の動向に即したものに改正し、企業の税負担を総合的に引き下げることが不可欠である。

法定実効税率は、企業がグローバルな活動を進める上での基本的な競争条件の一つであるばかりでなく、内外の投資の活性化、産業の空洞化回避による雇用の確保などを通じた経済成長戦略の重要な要素である。

特に、国際競争力を引き上げるという視点からは、国外での活動を源泉とする受取配当への益金不算入と同様に、貿易取引（輸出）を源泉とする所得にかかる税率の引き下げが効果的である。

加えて、納税者である企業の納税作業の負担を増加させないよう税額計算の簡略化を要望する。

[一般要望事項]

(国税関係)

1. 印紙税の廃止

現行印紙税の廃止を含めた抜本的見直しを要望する。

印紙税の金額負担に加え、手形発行や領収証発行などでの事務作業を軽減でき、業績改善につながり、より経済にとって有効な資金の使い方ができる。

近年は電子取引が増大し、同じ内容の取引でも取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されている。また、電子帳簿保存法の導入により一層電子取引が進み、契約書の電子化（電子契約書）も今後一般化していくものと思われる。以上のことから、印紙税の廃止を要望する。

2. 大企業向けの賃上げ促進税制の復活・拡充

大企業および中堅企業向けの賃上げ税制の廃止については、一定の賃上げ水準に到達し、今後は企業の自律的な賃上げが期待できること、また制度の強化が実質的に補助金とみなされかねないことが理由として示されている。

しかしながら、我が国の所得水準はいまだ OECD 平均に達しておらず、加えて円安の影響等も相まって、実質賃金は横ばい、もしくはマイナスの状況が継続しているのが実情である。一方で、円安効果による企業収益の押上げに伴う法人税収の増加や、賃上げの進展による所得税収の増加といった側面も見受けられる。

こうした状況を踏まえると、税収減のみの観点から本税制の廃止を判断することは、政策全体としての公平性を欠くものと言わざるを得ない。

については、今後、実質賃金の持続的な上昇を実現し、より力強い賃上げの機運を醸成するため、特に 5%以上の賃上げを実施した場合における税額控除率の上乗せ措置の拡充など、企業の積極的な賃上げを後押しするインセンティブの強化を要望する。あわせて、そのような旺盛な賃上げの実現に資する観点から、大企業および中堅企業を対象とした賃上げ税制の復活についても検討いただきたい。

(地方税関係)

1. 法人事業税及び法人住民税に関する要望

地方税に関する見直しとして、住民税均等割については支払時に損金算入できるよう要望する。

2. 事業所税の廃止

賃金、雇用への課税となっており、雇用促進等の政労使の取り組み、経済の活性化に逆行し、都市部の活性化にのみ貢献しているという公平感に欠ける税制であるため、事業所税の廃止を要望する。

以 上